## 特定非営利活動法人 子育ち・子育てサポート きらきらクラブ 青少年健全育成事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人 子育ち・子育てサポート きらきらクラブが児童・青少年の健全な育成と自立(自律)支援をおこない、障害児(者)・健常児(者)との共生の場を提供し、地域との交流を図ることを目的とした青少年健全育成事業(以下「きらきらクラブ」とする)の運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (実施場所)

第2条 この事業の実施場所は、次のとおりとする。

今津東施設	高島市今津町弘川 204 番地
今津北施設	高島市今津町日置前 85 番地 4
今津あいあいタウン施設	高島市今津町南新保 87 番地 16
マキノ施設	高島市マキノ町蛭口 1371 番地
安曇川藤乃井施設	高島市安曇川町田中 426 番地
安曇川青柳施設	高島市安曇川町青柳 1138 番地

### (開所する日および時間)

- 第3条 きらきらクラブは次に掲げる日以外の日において、下校時(学校の休業日にあっては、 午前7時30分)から午後7時まで開所する。ただし、代表理事が特に必要があると認めると きは、これを臨時に変更することができる。
  - (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) お盆
- (4) 年末年始
- (5) 特別警戒警報または暴風を含む警報の発令があった場合
- (6) その他代表が実施できないと認めた日

#### (業務および指導員)

- 第4条 きらきらクラブに指導員を置き、次に掲げる事業を行う。
- (1) 交流活動
- (2) スポーツ活動
- (3) 音楽活動
- (4) 創作活動
- (5) 園芸活動
- (6) その他必要な事業
- 2 指導員は次に掲げるいずれかの要件を備えている者とする。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 教諭の資格を有する者
- (3) 青少年健全育成に熱意を有する者
- 3 指導員は、きらきらクラブに1人以上置かなければならない。

(利用の資格)

- 第5条 きらきらクラブを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 中学生・高校生と障害児(者)

(登録の手続)

- 第6条 きらきらクラブを利用しようとするときは、きらきらクラブ利用登録申請書(様式1号)、個人調書(様式2号)に、必要事項を記載して、代表理事に提出しなければならない。ただし、個人調書については年度初めに毎年提出しなければならない。
- 2 代表理事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、通所登録の可否を決定し、当該申請した者に通知する。

(利用登録の抹消)

- 第7条 代表理事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消することができる。
- (1) きらきらクラブの秩序を著しく乱す等きらきらクラブの管理運営に支障を来すと認めるとき。
- (2) 第8条の利用料を3ヶ月以上滞納したとき。

(利用料)

- 第8条 利用者は、利用登録を受けている間、毎月利用料を納付しなければならない。ただし、 長期休暇期間のみの臨時的利用登録についてはこの限りでない。
- 2 利用料の額は別表のとおりとする。

(間食等の実績)

第9条 利用者は、間食等の提供に要する実費額を納付しなければならない。

(利用料の納付期限)

第10条 第8条の利用料および前条の間食等の提供に要する実績は、当該月分を当月の末日まで に納付しなければならない。

(利用料の減免)

第11条 代表理事は、災害その他特別の事情がある利用者に対し、必要と認める額を減額し、ま

たは免除することができる。

### (利用料の減免の申請)

- 第12条 利用者は、前条の規定による減免を受けようとするときは、きらきらクラブ利用料減免申請書を代表理事に提出しなければならない。
- 2 代表理事は、前項の申請書の提出があったときは、その減免の可否を決定し、当該申請をした者に通知する。
- 3 利用料を減免する旨の通知を受けた者は、その減免に係る理由がなくなったときは、直ちに 代表理事に届け出なければならない。
- 4 代表理事は前項の規定による届出を受けたとき、利用料を減免する旨の決定を受けた者が偽りその他不正な手段を用いたことが明らかになったときは、当該決定を取り消し、もしくは変更し、または当該決定を受けた者に対し、期限を定めて減免した金額に相当する額の全部または一部の納付を命ずることができる。

### 付 則

この要綱は、平成20年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日より施行する。

### 別表(第8条関係)

### (1) 通常利用料

月額	日額
5,000 円	1,000 円

## ただし、学校長期休暇期間の利用については下記のとおり加算する。

学校長期休暇の種別	加算額		
夏休み	6,000 円		
冬休み	2,000 円		
春休み	2,000 円		

## (2) 自主学習利用料

日安百	3 000 ⊞
月額	3,000 円

# (3) 臨時的登録利用料

学校長期休暇の種別	利用料		
夏休み	15,000 円		
冬休み	10,000 円		
春休み	10,000 円		